

# **犯罪収益移転危険度調査書 (令和4年)**

## **概要版**

- 犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、毎年、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を作成・公表している。
- 特定事業者は、調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- 本資料は、令和4年12月に公表された調査書を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については調査書の全体版を御参照頂きたい。

## 目次

1. 昨年調査書からの主な変更点	.....	①
2. 調査書目次	.....	②
3. 我が国の環境	.....	③
4. マネー・ローンダリング事犯等の分析 (主体、手口、疑わしい取引の届出)	.....	④ ~ ⑨
5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	.....	⑩ ~ ⑬
6. 商品・サービスの危険度	.....	⑭ ~ ⑳

# 1. 昨年調査書からの主な変更点

①

旧 (令和3年調査書) 169頁	新 (令和4年調査書) 143頁
<p>はじめに</p> <p>1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点</p> <p>第1 危険度調査の方法等</p> <p>1 FATFガイダンス 2 本危険度調査 [コラム] FATF第4次対日相互審査における指摘について</p> <p>第2 我が国の環境</p> <p>1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等</p> <p>第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析</p> <p>1 主体 [コラム] 我が国における外国人の入国・在留の状況 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等</p> <p>2 手口 3 疑わしい取引の届出 [コラム] 疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例</p> <p>第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度</p> <p>1 取引形態と危険度 [コラム] 野生動植物の違法取引</p> <p>2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度</p> <p>第5 商品・サービスの危険度</p> <p>1 危険性の認められる主な商品・サービス [コラム] 暗号資産に関するFATFレポート</p> <p>2 利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス</p> <p>第6 危険度の低い取引</p> <p>1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引</p> <p>今後の取組</p>	<p>はじめに</p> <p>1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点</p> <p>第1 危険度調査の方法等</p> <p>1 FATFガイダンス 2 本危険度調査</p> <p>第2 我が国の環境</p> <p>1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 <b>4 犯罪情勢等 ←サイバー犯罪の脅威に関する記載充実</b></p> <p>第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析</p> <p>1 主体 [コラム] 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等</p> <p>2 手口 ↓FATFレポートや国内事例等を記載 [コラム] 環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング</p> <p>3 疑わしい取引の届出 ↓警察以外の捜査機関等からの情報を記載 [コラム] 疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例</p> <p>第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度</p> <p><b>1 取引形態と危険度 ←外国との取引が悪用された手口等を整理・更新</b></p> <p>2 国・地域と危険度 <b>3 顧客の属性と危険度 ←法人の制度上の脆弱性等のリスクを記載</b> [コラム] 非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク ↑NPOを所管する行政庁によるリスク評価結果等を記載</p> <p>第5 商品・サービスの危険度</p> <p><b>1 危険性の認められる主な商品・サービス ←所管行政庁の新たなリスク認識を記載</b> [コラム] 銀行等による取引モニタリング等の共同化 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載</p> <p>[コラム] 暗号資産をめぐる国際的動向等について ↑FATFレポート等から国際情勢を記載</p> <p>[コラム] 電子決済手段等（いわゆるステーブルコインと呼ばれるものの一部）及び高額電子移転可能型前払式支払手段への対応 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載</p> <p>第6 危険度の低い取引</p> <p>1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引の種別</p> <p>今後の取組</p>

## 2. 調査書目次

②

		項目	主な記載事項
	はじめに	経緯・目的・調査書の概要	調査書の作成・公表の経緯・目的、調査・分析結果の概要
第1	危険度調査の方法等	FATFガイダンス、本危険度調査	リスク要素、評価プロセス、調査に用いた情報
第2	我が国の環境	地理的環境	北東アジア地域にある島国
		社会的環境	人口減少、高齢化の進展、外国人入国者数等
		経済的環境	世界第3位の経済規模、世界有数の国際金融センター
		犯罪情勢等	サイバー犯罪の増加、テロの脅威の継続
第3	マネー・ローンダリング事犯等の分析	主体	暴力団・特殊詐欺の犯行グループ・来日外国人犯罪グループ
		手口	前提犯罪（窃盗・詐欺・薬物事犯等）ごとの犯行形態・手口
		疑わしい取引の届出	業態別の届出受理件数、捜査等に活用された情報数
第4	取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	取引形態と危険度	非対面取引・現金取引・外国との取引
		国・地域と危険度	イラン・北朝鮮
		顧客の属性と危険度	反社会的勢力・国際テロリスト・非居住者・外国の重要な公的地位を有する者・法人
第5	商品・サービスの危険度	危険性の認められる主な商品・サービス	特定事業者等（預金取扱金融機関・資金移動業者・暗号資産交換業者等）が取り扱う商品・サービス
第6	危険度の低い取引	危険度を低下させる要因危険度の低い取引の種別	危険度を低下させる要因（資金の原資が明らかな取引・顧客等が国又は地方公共団体等）を有する取引
	今後の取組	－	所管行政庁・特定事業者の今後の取組

### 3. 我が国の環境

③

✓ 地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の観点から我が国を取り巻く環境を概観した概要は次のとおり。

環境	調査・分析結果
地理的環境	<ul style="list-style-type: none"><li>我が国は、北東アジアと呼ばれる地域にある島国で、他国との間での人の往来や物流は海空港を経由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。</li></ul>
社会的環境	<ul style="list-style-type: none"><li>我が国の総人口は令和3年10月1日現在で約1億2,550万人となっており、11年連続で減少しているほか、総人口に占める65歳以上人口の割合は28.9%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。</li><li>令和3年の外国人入国者数は約35万人で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策が開始された令和2年2月以降、大幅な減少に転じ、前年に比べ91.8%減少している。</li><li>令和3年末現在の在留外国人数は約276万人であり、前年末と比べ4.4%減少している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の26.0%を占め、次いでベトナム、韓国の順となっている。</li></ul>
経済的環境	<ul style="list-style-type: none"><li>我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めており、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の経済規模を誇る。また、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。</li></ul>
犯罪情勢等	<ul style="list-style-type: none"><li>刑法犯認知件数の総数については、令和3年は前年に引き続き戦後最少を更新した。刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合は、増加傾向にある。</li><li>令和3年中に警察庁に報告された国内のランサムウェアによる被害件数は146件と、前年以降、右肩上がり増加しており、その被害は、企業・団体等の規模やその業種等を問わず、広範に及んでいる。</li><li>サイバー犯罪については、令和3年中の検挙件数は過去最多となった。サイバー攻撃により情報が窃取される事案も引き続き多発しているほか、警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加の一途をたどっているなど、我が国のサイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。</li><li>国際テロ情勢としては、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの標的となる事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。</li></ul>

## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

④

- ✓ マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、「暴力団」、「特殊詐欺の犯行グループ」及び「来日外国人犯罪グループ」がある。それぞれの調査・分析結果の概要は次のとおり。

主体	調査・分析結果
<b>暴力団</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行し、巧妙にマネー・ローンダリングを行っており、我が国におけるマネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。</li></ul>
<b>特殊詐欺の 犯行グループ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>近年、我が国においては、特殊詐欺の認知件数と被害額が高い水準にある。令和3年中の被害（認知件数 14,498件、被害総額 約282億円）は大都市圏に集中しており、東京・大阪・神奈川・千葉・埼玉・愛知・兵庫の7都府県で、認知件数全体の70.6%を占めている。</li><li>特殊詐欺の犯行グループは、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。</li><li>自己名義の口座や、架空・他人名義の口座を、安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。</li></ul>
<b>来日外国人 犯罪グループ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が困難となるほか、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化をする傾向を有する。</li><li>来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによる不正に入手したクレジットカード情報を利用して名義人になりすまして商品を窃取した上で、処分役等に転送するなどの事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。</li></ul>

## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 1/4

⑤

- ✓ マネー・ローンダリングの前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。
- ✓ 主たる前提犯罪の犯行形態とマネー・ローンダリングの手口についての調査・分析結果の概要は次のとおり。

前提犯罪		調査・分析結果
窃盗	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窃盗は、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。令和3年中における窃盗の被害総額は約474億円となっている。</li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの</li> <li>• 窃盗で得た物品を、フリーマーケットアプリで他人名義のアカウントを利用して売却し、売却代金を他人名義の口座に振込入金させるもの</li> <li>• 中国人グループ等が不正に入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所を指定するなどして受領するもの</li> <li>• ベトナム人グループ等が、窃取した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの</li> </ul>
詐欺	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義の預貯金口座を利用したり、法人による正当な取引を装ったりするなどして、多額の犯罪収益を生み出している。令和3年中における詐欺の被害額は約763億円となっている。</li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人が帰国する際に犯罪グループに売却した個人名義の口座を特殊詐欺の振込先に悪用するもの</li> <li>• 特殊詐欺や公的給付金を対象とした詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用するもの</li> <li>• 詐欺の収益の振込先にするために、架空名義の口座を開設して悪用するもの</li> </ul>

## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 2/4

⑥

前提犯罪	調査・分析結果	
電子計算機 使用詐欺	<b>犯行形態 犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いてATMを操作し、又は、インターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、他人名義の口座から犯人が管理する口座に振込を行う不正送金事犯がある。</li> <li>令和3年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約8億2,000万円であった。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用してATMを操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの</li> <li>中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの</li> <li>不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネーをチャージするもの</li> </ul>
出資法/ 貸金業法違反	<b>犯行形態 犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けるなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。</li> <li>令和3年中のヤミ金融事犯の検挙状況を見ると、被害金額は94億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させるもの</li> <li>貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、他人名義の口座に入金させるもの</li> <li>借受人の口座に別の債務者からの返済金を振込入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの</li> </ul>



## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 3/4

⑦

前提犯罪	調査・分析結果	
入管法違反	<b>犯行形態</b> <b>犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持等するもの、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんする不法就労助長等がみられる。不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。</li> <li>令和3年中には、複数の来日外国人に不法就労活動をさせた入管法違反事件に関し、派遣報酬である預金債権合計約5,800万円について没収・追徴判決がなされた事例がある。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽造在留カード販売代金を他人名義の口座に振り込ませるもの</li> <li>不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの</li> </ul>
常習賭博/ 賭博場開帳 等凶利	<b>犯行形態</b> <b>犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。</li> <li>令和3年中には、賭博場開帳等凶利事件に関し、売上金等である現金約5,500万円について没収判決がなされた事例がある。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を借名口座に振り込ませるもの</li> <li>野球賭博等において配当金を他人名義の口座に振り込ませるもの</li> <li>賭博事犯によって得られた犯罪収益を、事情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理するもの</li> </ul>

## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 4/4

⑧

前提犯罪	調査・分析結果	
<b>風営適正化法 /売春防止法 違反</b>	<b>犯行形態 犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団が違法な風俗店等の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等している外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴力、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。</li> <li>令和3年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約1,100万円について、没収判決がなされた事例がある。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無許可の社交飲食店の飲食代金を被疑者が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの</li> <li>暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして受領するもの</li> </ul>
<b>薬物事犯</b>	<b>犯行形態 犯罪収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流過程にも深く関与していることが強うかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約587キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。</li> <li>海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっているとかがわれる。</li> <li>令和3年中には、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は24件であり、総額約3,270万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。</li> </ul>
	<b>事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させるもの</li> <li>大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に振込入金させ、ATMを利用して現金化するもの</li> </ul>

## 4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

⑨

- ✓ 令和3年中の疑わしい取引の届出受理件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等が41万1,683件で届出全体の77.7%と最も多く、次いで貸金業者（3万5,442件、6.7%）、クレジットカード事業者（3万4,904件、6.6%）の順となっている。
- ✓ 令和3年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は35万3,832件であった。

【業態別の疑わしい取引の届出受理件数】

区分	年	令和元年	令和2年	令和3年
		件数	件数	件数
金融機関等		415,299	402,868	495,029
預金取扱機関		366,973	342,226	411,683
銀行等		344,523	319,812	390,381
信用金庫・信用協同組合		19,487	19,793	18,461
労働金庫		371	300	318
農林等		2,592	2,321	2,523
保険会社		2,876	2,635	3,458
金融商品取引業者		17,116	17,933	19,718
貸金業者		17,316	25,255	35,442
資金移動業者		3,913	6,040	10,499
暗号資産交換業者		5,996	8,023	13,540
商品先物取引業者		256	320	388
両替業者		712	252	201
電子債権記録機関		4	5	7
その他		137	179	93
ファイナンスリース事業者		270	123	163
クレジットカード事業者		24,691	29,138	34,904
宅地建物取引業者		6	7	4
宝石・貴金属等取扱事業者		217	63	48
郵便物受取サービス業者		4	2	0
電話受付代行業者		0	0	0
電話転送サービス事業者		5	1	2
合計		440,492	432,202	530,150

【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	令和元年	令和2年	令和3年
捜査等に活用した情報数	307,786	325,643	353,832

### 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例

特定事業者から届出が行われた疑わしい取引に関する情報がマネー・ローンダリング事犯及び前提犯罪の捜査等に有効活用されていることが分かるように、下記の事例を紹介。

- ✓ 組織的犯罪処罰法違反等事件
- ✓ 詐欺事件
- ✓ 出資法違反及び貸金業法違反事件
- ✓ 薬物事件
- ✓ 入管法違反事件
- ✓ 商標法違反事件
- ✓ 金融商品取引法違反事件
- ✓ 犯罪収益移転防止法違反等事件
- ✓ 銀行法違反事件（地下銀行）
- ✓ 売春防止法違反事件

### 都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等

国会家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等に対しても提供しており、内偵捜査や犯罪の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

## 5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1/4

⑩

- ✓ FATF勧告、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客属性」の観点から、分析・評価を行っている。
- ✓ 各観点ごとの危険度の評価の概要は次のとおり。

### (1) 取引形態と危険度

形態		記載事項
非対面取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなり、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。</li> <li>・ 実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺により得た犯罪収益を銀行口座に振り込ませた上で、インターネットを通じた非対面取引により、別の他人名義の口座に送金した。</li> <li>・ 詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。</li> </ul>
現金取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。</li> <li>・ 実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窃盗や詐欺等により得られた物品を売却して現金化する</li> <li>・ 架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませ、最終的にATMにおいて現金で出金する</li> <li>・ 犯罪組織等が、犯罪収益を現金で收受する</li> <li>・ 外国で敢行された詐欺の犯罪収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯において、国際犯罪組織が取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出す</li> </ul> <p>など、現金取引によりその後の資金の追跡が困難となる実態がみられるほか、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性に加え、現金の流動性、匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されている実態が認められる。</p>

## (1) 取引形態と危険度

形態	記載事項
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。</li> <li>実際、外国との取引を通じてマネー・ロンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ロンダリング等に悪用される危険性があると認められる。</li> <li>適切なマネー・ロンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引や多額の現金を原資とする外国送金取引等は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
外国との取引	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの、正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの、実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの、キャッシュ・クーリエによるもの等が認められる。</li> <li>具体的な手口の特徴をみると、海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ロンダリング事件では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること。</li> <li>受取人と送金人で送金の理由が異なること。</li> <li>送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと。</li> <li>送金元から後日組戻し依頼がなされること。</li> </ul> 等の特徴が認められる。</li> <li>さらに、正規の貿易を装ったマネー・ロンダリング事件や地下銀行事案では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出する</li> <li>外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する</li> </ul> などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。</li> </ul>

(2) 国・地域と危険度

危険度の評価

- ・ イラン及び北朝鮮との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が特に高いと認められる。
- ・ イラン及び北朝鮮のほかにも、FATFは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請していることから、当該国・地域との取引であって、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。

(3) 顧客の属性と危険度①

属性	危険度の評価
<p>反社会的 勢力 (暴力団等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠であり、反社会的勢力によって行われている実態があることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。</li> </ul>
<p>国際 テロリスト (イスラム 過激派等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際連合安全保障理事会決議を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。</li> <li>・ しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポートにおいて、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。</li> <li>・ また、我が国においても、特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。</li> </ul>

## (3) 顧客の属性と危険度②

属性	危険度の評価
非居住者	<ul style="list-style-type: none"><li>非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。</li></ul>
外国の重要な公的地位を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。</li></ul>
法人 (実質的支配者が不透明な法人等)	<ul style="list-style-type: none"><li>法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。</li><li>会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特質から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。</li><li>実際、詐欺等の犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。</li></ul>

## 6. 商品・サービスの危険度 1/7

⑭

- ✓ 特定事業者においては、犯罪収益移転防止法等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用されることを効果的に防止することが求められる。
- ✓ 特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価の概要はそれぞれ次のとおり。

### (1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

#### 危険度の評価

- 預金取扱金融機関は、口座をはじめ、預金取引、為替取引、貸金庫、手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、これらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。
- 令和2年中に検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、他人名義の口座への振込入金であり、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

### (2) 保険会社等が取り扱う保険

#### 危険度の評価

- 資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。



### (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

#### 危険度の評価

- 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。
- また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (4) 信託会社等が取り扱う信託

#### 危険度の評価

- 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。
- 近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け

#### 危険度の評価

- 貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義の口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

### (6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

#### 危険度の評価

- 資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、賃金の資金移動業者の口座への支払（ペイロール）や全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格を資金移動業者にも拡大することについての議論も進められていること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。

### (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

#### 危険度の評価

- 暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、海外の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している一方で、預金取扱金融機関による暗号資産取引への理解が浸透していないことを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせて用いる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。
- 暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることができなくなり、危険度は依然として高い状態となる。

### (8) 両替業者が取り扱う外貨両替

#### 危険度の評価

- 外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

#### 危険度の評価

- 近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、借借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

#### 危険度の評価

- クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

#### 危険度の評価

- 不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。

### (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

#### 危険度の評価

- 宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

#### 危険度の評価

- 郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

#### 危険度の評価

- 近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

#### 危険度の評価

- 電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺の犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

### (16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

#### 危険度の評価

- 法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続」、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」といった行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

## 《参考》JAFICウェブサイト等

---

- **JAFICトップページ**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

- ◆ **犯罪収益移転防止に関する年次報告書及び犯罪収益移転危険度調査書**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

- ◆ **疑わしい取引の参考事例**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/gyosei.htm>

- **警察白書**

[https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index\\_keisatsu.html](https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html)

- **警察庁が保有する統計等データ（特殊詐欺、組織犯罪、犯罪統計資料等）**

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html>

